

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）

1 月分

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------------|------|----------------------------|--------------------------------|--------------|-----------|-----------------------------|----------------------|-----|
| 1 | 体験型研修センター浄水施設棟 UPSユニット修繕 | 諸設備 | 大阪市東淀川区 柴島3丁目11番 94号 | 前澤工業株式会社 大阪支店 支店長 渡 邊 芳久 | ¥1,118,700 | 令和5年1月27日 | 地方公営企業法施行令第21 条の14第1項第2号 | K6 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター浄水施設棟 UPS ユニット修繕

2 契約の相手方

前澤工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、体験型研修センター浄水施設棟に設置している浄水処理 PLC 設備（機器や設備などの制御に使われる制御装置）において、その一部である UPS（無停電電源装置）ユニット交換作業、およびそれに伴う浄水処理 PLC 設備のプログラム改修作業を行い、浄水処理 PLC 設備の機能維持を図るものです。

当該浄水処理 PLC 設備の構成およびプログラムは、前澤工業株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであることから、浄水処理 PLC 設備に影響を与えることなく機器交換やプログラムの改修を実施し、設備の動作確認・機能保証を行うには、浄水処理 PLC 設備等の構成およびプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、浄水処理 PLC 設備に障害が発生した場合、その原因が浄水処理 PLC 設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、修繕前後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業株式会社となります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部職員課体験型研修センター（電話番号 06-6322-0576）